

# 「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1 政策等の題名 「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」改正案

2 案の公表の日 平成28年10月1日

3 意見提出期間 平成28年10月1日から平成28年10月30日まで  
(30日間)

4 意見提出実績 総数1件(個人のみ)  
区ホームページ 1件

## 5 お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
<p>条例の改正に反対します。制定した16事務の内容は杉並区ホームページで見つからない。知らない区民が多数いる中、事務の範囲が拡大していくことは危険です。</p> <p>個人情報を国が全面管理し、情報収集の窓口に自治体になることを望みません。</p> <p>マイナンバーは必ず漏えいするし、その管理責任を一般国民が押し付けられる事は理不尽で、損害賠償も不明確です。被害のないうちにマイナンバーは廃止してほしい。</p>	<p>区が独自利用事務として定めた事務につきましては、ホームページの「例規集・要綱集」により、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」でご確認いただけます。</p> <p>マイナンバー制度は、個人情報を国が全面管理する仕組みではありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は各区市町村に、年金に関する情報は年金事務所に、これまでどおり情報は分散して管理します。また、マイナンバー制度では、制度・システム両面で様々な安全管理措置を講じています。万が一、マイナンバーが漏えいした場合でも、各窓口では、厳格な本人確認が義務付けられるなど、マイナンバーだけでは手続はできませんので、それだけでは悪用されることはありません。</p> <p>区では、特定個人情報保護評価を実施するなど個人情報の保護に万全を期したうえ、一層の区民の利便性向上と行政事務の効率化を進めてまいります。</p>

## 6 政策等の修正について

お寄せいただいたご意見に基づく修正は、ありません。

## 7 問合せ先

情報政策課情報公開係

電話 03-3312-2111